2022年6月
関西学院大学

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う
2023年度グローバル入学試験における出願資格の配慮措置について

以下の通り、出願資格の配慮措置をいたします。

■入学試験要項P.5（Ⅰ．国際的な活躍を志す者を対象とした入学試験［文系学部：神・文・社会・法・経済・商・人間福祉・国際・教育・総合政策学部］）（出願資格①～⑤）　※下線部を追加

出願資格	出願資格の配慮措置
次の①に該当し、かつ②～⑤の中で1つ以上に該当する者。 ①本学が指定する英語資格・検定試験のスコア CEFR B1 レベル以上を有する者。＊ ②日本の高等学校在籍期間中に、90日以上連続して、海外で留学した経験を有する者 ③高等学校入学後、模擬国連の活動に熱心に取り組み、その活動の実績を、客観的な資料によって証明できる者。 ④「関西学院世界市民明石塾」に参加し修了した者、または修了予定の者。 ⑤高等学校入学後、英語弁論大会、英語エッセイコンテストなどにおける全国レベルの大会において入賞実績を有する者。 ＊本学が指定する英語資格・検定試験のスコア 文部科学省（平成30年3月発表）の『各資格・検定試験とCEFRとの対照表』に記載のあるもので、正規スコアとする。また、各民間試験運営機関が定める有効期限内のものに限る。	次の①に該当し、かつ②～⑤の中で1つ以上に該当する者。<u>ただし、やむを得ず②～⑤のいずれの条件も満たしていない場合、今年度限りの措置として①のみに該当する者。</u> ①本学が指定する英語資格・検定試験のスコア CEFR B1 レベル以上を有する者。＊ ②日本の高等学校在籍期間中に、90日以上連続して、海外で留学した経験を有する者。<u>なお、今年度限りの措置として次の内容を追加する。</u> <u>a)90日以上連続した留学のためにすでに留学を開始していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により帰国せざるを得なくなった者。</u> <u>b)90日以上連続した留学のために留学許可を受けていたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により渡航することができなかった者。</u> ③高等学校入学後、模擬国連の活動に熱心に取り組み、その活動の実績を、客観的な資料によって証明できる者。 ④「関西学院世界市民明石塾」に参加し修了した者、または修了予定の者。 ⑤高等学校入学後、英語弁論大会、英語エッセイコンテストなどにおける全国レベルの大会において入賞実績を有する者。 ＊本学が指定する英語資格・検定試験のスコア 文部科学省（平成30年3月発表）の『各資格・検定試験とCEFRとの対照表』に記載のあるもので、正規スコアとする。また、各民間試験運営機関が定める有効期限内のものに限る。

【留意事項】
＜やむを得ず出願要件②～⑤のいずれの条件も満たしていない場合＞
別途「予定していた取り組み」や「その取り組みに至る過程」等を記載する説明書（本学所定用紙）を作成のうえ、その他提出物に同封し、出願期間内に提出すること。所定用紙はグローバル入学試験要項ページよりダウンロードすること。

＜出願要件②：a）もしくはb）に該当する場合＞
当初予定していた留学期間が短縮された理由が分かる説明書（書式自由、下記1～5の項目について記載）を作成のうえ、その他提出物に同封し、出願期間内に提出すること。

1. 書類を作成した日付
2. 志願者氏名および生年月日
3. 高等学校名（正式名称）
4. 当初予定の留学期間と短縮した理由
5. 学校長の署名と公印

※2022年5月掲載分から更新

以上